

7月から

# 新たな移住定住&少子化対策を開始

各種支援金制度の詳細は、各項目の2次元コードから市ホームページをご確認ください。

## ●移住支援金（子育て世帯向け市独自制度）

問い合わせ先  
地域創生課 ☎(46)9067



県外から移住する子育て世帯に最大530万円を支給します。

対象	県外からの移住者（※栃木県足利市・佐野市・日光市を除く）ほか
支給金額	・世帯当たり100万円 ・18歳未満の子1人につき100万円（上限3人）
加算金額	・大間々町北部（神梅・塩原・塩沢・浅原・小平・長尾根）への移住…50万円 ・東町への移住…100万円 ・ちえのみ保育園に通園、あずま小中学校に通学…子ども1人につき10万円（上限3人）

## ●若者Uターン支援金

問い合わせ先  
地域創生課 ☎(46)9067



進学などで県外へ転出後、市内へUターンした単身者とその保護者へ支給します。

対象	・20～29歳の単身者 ・高校卒業時、市内に居住 ほか
支給金額	本人・保護者 各20万円
加算金額	・大間々町北部への移住…10万円 ・東町への移住…20万円 ※本人のみ

## ●結婚新生活支援補助金

問い合わせ先  
こども課 ☎(76)0995



結婚による新生活を応援するため、支援金を支給します。

対象	・婚姻日が令和7年1月1日(水)～令和8年3月31日(火)の夫婦 ・夫婦共に39歳以下で、夫婦の合計所得が500万円未満
対象費用	結婚に伴う住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引っ越し費用
支給金額	・夫婦共に29歳以下の場合…60万円 ・夫婦共に39歳以下の場合…30万円
加算金額	・大間々町北部に居住する場合…20万円 ・東町に居住する場合…40万円

## ●東町定住支援空き家改修補助金

問い合わせ先  
東市民生活課 ☎(76)0984



居住のため、東町の空き家を改修する人に最大300万円を支給します。

対象	・空き家の所有者または所有者から改修の承諾を得た人
支給金額	200万円（対象工事費用の5分の4）
加算金額	・18歳未満の子1人につき20万円（上限3人） ・市外からの転入…40万円